

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件

(基準)

- サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人
※利用者数61以上:1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - ・グループホーム・・・利用者30人:1人
※利用者数31以上:1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

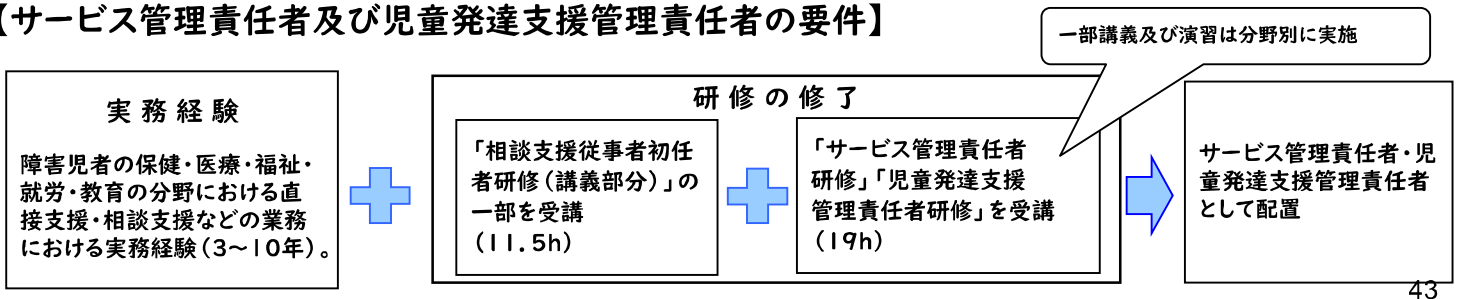
(経緯)

- サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。
- 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

(現状)

- 平成18年度から平成28年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が148,347人、児童発達支援管理責任者研修が32,624人。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】



43

「サービス管理責任者」について

サービス管理責任者の概要

- 障害者総合支援法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、サービス管理責任者の配置を義務付け。 ※旧体系サービスは、サービス管理責任者の配置は義務付けられていない。
- サービス管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ①個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ②他のサービス提供職員に対する指導的役割

サービス管理責任者の要件

- サービス管理責任者の要件については、
 - ①実務経験(障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～10年))
 - ②研修修了
 - ・相談支援従事者初任者研修(講義)(11.5時間)
 - ・サービス管理責任者研修(講義及び演習)(19時間) サービス分野ごとの研修も実施
- ※研修終了者数(平成18年度～平成27年度) 133,428人

サービス管理責任者の配置基準

- サービス管理責任者については、障害者福祉サービス事業所ごとに、
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人
 - ・グループホーム・・・利用者30人:1人

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	特区 大阪・埼玉
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	3年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※Ⅰを有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	5年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	3年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※Ⅰによる業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※Ⅰ国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

45

「児童発達支援管理責任者」について

児童発達支援管理責任者の概要

- 児童福祉法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、児童発達支援管理責任者の配置を義務付け。
- 児童発達支援管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ①個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ②他のサービス提供職員に対する指導的役割

児童発達支援管理責任者の要件

- 児童発達支援管理責任者の要件については、
 - ①実務経験（障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年））
 - ※ **うち3年以上は障害者・障害児に対する実務が必要（平成29年4月1日以降）**
 - ②研修修了
 - ・相談支援従事者初任者研修（講義）（11.5時間）
 - ・児童発達支援管理責任者研修（講義及び演習）（19時間）
- ※研修終了者数（平成18年度～平成27年度） 26,284人

児童発達支援管理責任者の配置基準

- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所ごとに、
 - ・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援：1人以上

46

児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者	
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	10年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	
	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
	学校に従事する者	
	児童福祉等に関する施設、事業に従事する者	
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期で可）	老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上

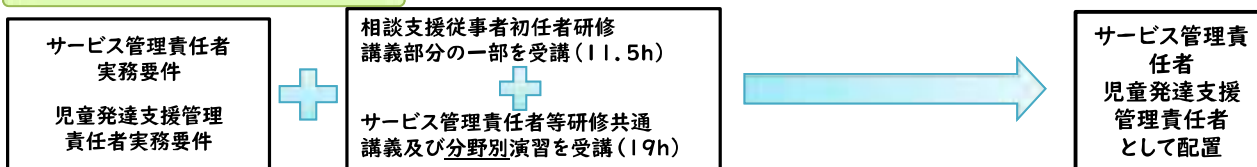
※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

47

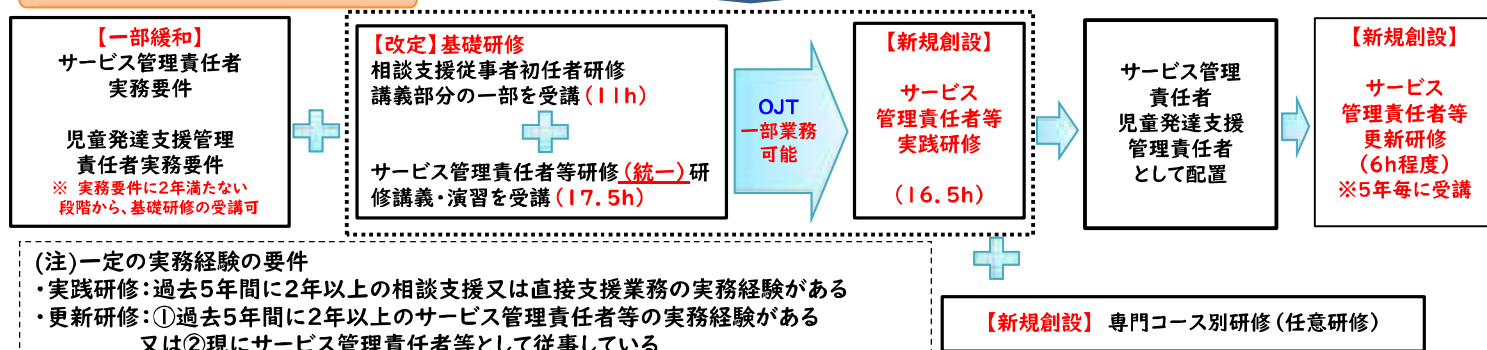
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

平成30年度まで



改定後（令和元年度～）



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5 h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2 h
	地域支援に関する講義	3 h
合計		11.5 h

共通講義及び分野別演習（現行）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6 h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3 h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10 h
合計		19 h

基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）（見直し後）		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（見直し後）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		17.5h

新設

実践研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1h
演習	サービス提供に関する講義及び演習	7h
	人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		16.5h

※更新研修については実践研修標準カリキュラム案を基に厚生労働科学研究にて開発中（6時間程度を想定）

49

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①現行研修受講済みの者について

（旧体系）
サービス管理責任者等研修受講

H31.4～（新体系移行）

施行後5年間（H35年度末まで）は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31～33の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

＜実務経験＞
相談支援業務5年
（有資格者の場合は3年）以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義・演習
サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を
満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
（有資格者の場合は1年）以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義・演習
サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講